

## 植民地統治初期台湾における内地人の政治・言論活動 — 六三法体制をめぐる相剋

岡本真希子

本稿では、日本の植民地統治下の台湾に在住した内地人の政治・言論活動について検討する。植民地期台湾に関する従来の研究では、基本的には支配する内地人側と抵抗する台湾人の両者の対抗のなかで把握されてきたため、在台民間内地人の動向は台湾総督府の動向と同一視されるくらいがあったが、本稿では、一枚岩ではない在内地人社会内部の相剋の政治過程を検証する。対象とするのは、台湾統治初期の児玉源太郎総督—後藤新平長官が敷いた植民地統治体制である「特別統治主義」の時代、六三法体制の時代である。六三法体制に基づく台湾総督府の専制支配体制は、台湾人に対してのみならず、総督の意に沿わぬ在台民間内地人に対しても猛威をふるったため、特に1900～1904年の時期には在台民間内地人は総督府の弾圧と検閲に抗しながら、台湾内で民間新聞『台湾民報』を基盤とした言論活動を展開し、かつ、本国の帝国議会への積極的なロビー活動を展開した。本国政治をも巻き込んだこれらの活動は台湾総督府首脳部を翻弄したため、総督府は統治体制の根本的見直しを模索することとなった。これらの過程においては、帝国日本初の本格的な植民地統治という事態に対して、植民地における政治的権利や、民族問題と政治的権利の在り方、本国と植民地との政治体制の関係などをめぐり、当該期の在内地人社会内部において、官と民では相当に異なる構想・対応が生じていたことが明らかとなる。本稿では、まず在内地人の概要を把握したのち、在台民間内地人の政治・言論活動について、彼らが発行していた新聞『台湾民報』を主に用いて検証する。台湾総督府の構想については、児玉総督—後藤長官の法制面のプレーンであり京大教授・法学者であった岡松参太郎の資料、すなわち2009年に公開された「岡松参太郎文書」所収の新資料を用いて明らかにしておく。

### 1. はじめに

本稿では、日本の植民地統治下におかれた台湾に在住した内地人の政治・言論活動について検討する<sup>1)</sup>。台湾は、日清戦争の結果1895年に清国から日本に割譲され、その後1945年までの50年間、日本の植民地支配下に置かれた。日本は植民地支配機構である台湾総督府を設置し、多くの内地人<sup>2)</sup>が台湾へ渡っていった。植民地期台湾に関する研

究では、基本的なモチーフとしては、支配する内地人側と、抵抗する台湾在住者の両者の対抗のなかで把握されることから、在台内地人の動向は、内地人という一つのくくりのなかで台湾総督府の動向と同一視されるきらいがあった。特に、台湾統治初期については、児玉源太郎総督と後藤新平長官からなるいわゆる児玉－後藤体制による“統治体制の基礎づくり”という側面が突出してみえる。児玉総督・後藤長官が敷いた植民地統治体制は特別統治主義と呼ばれ、この特別統治主義は、台湾を「異法域」として本国とは異なる領域として設定するもので、これを可能とする法的根拠となったのが、いわゆる「六三法」と呼ばれた法律である。本国と異なる政治空間を可能とする六三法体制は、台湾人<sup>3)</sup>に対する苛烈な弾圧法規の制定を可能にしたことで知られるが、他方で、総督の意に沿わぬ在台内地人の民間人に対しても、猛威をふるった。

本稿で対象とするのは、この六三法体制をめぐる台湾総督府と民間の在台内地人との相剋の政治過程である。当該期の在台内地人は、総督府の弾圧と検閲に抗しながら台湾内で発行していた民間新聞『台湾民報』を基盤として言論活動を展開するとともに、本国への積極的なロビー活動を展開した。こうした運動は、台湾総督府首脳部をも翻弄し、本国からの介入を排するためにも、統治体制の根本的見直しを模索することとなる。

以下、本稿では、まず在台内地人の概要を把握したのち、彼等の政治・言論活動について、六三法体制をめぐる総督府との相剋の過程を検討する。台湾総督府の構想については、従来未使用の資料、すなわち児玉－後藤体制の法制面のブレンで法学者である岡松参太郎の資料（「岡松参太郎文書」）を用いて明らかにしてゆく。

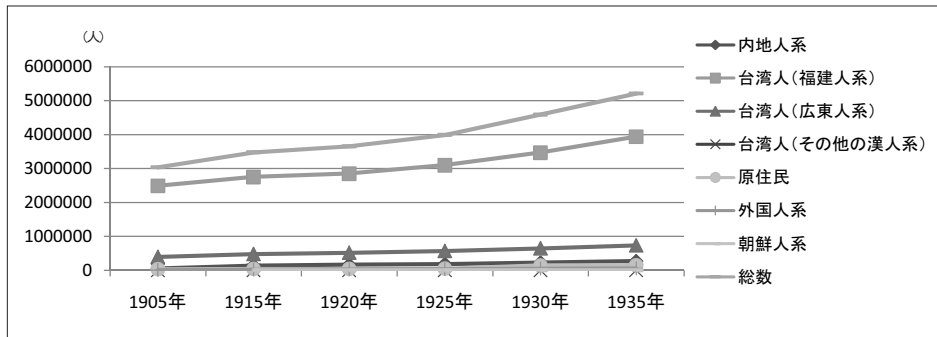
## 2. 在台内地人の位相

### 2.1 人口・民族別構成

台湾は、日清戦争の結果1895年に清国から日本へ割譲され、統治のために総督府官僚や軍隊が台湾に赴くという形で、在台内地人社会が形成されていった。在台内地人の人口は、黄昭堂の研究によれば、1896年時点で8,633名、台湾領有後10年を経た1905年で59,618名、1915年で137,229名、1925年で189,630名、40年を経た1935年で269,798名、1943年には397,090名へと増加した。増加の経過は、台湾統治初期にあたる「最初の10年間は、平均して五〇〇〇余人の増加をみただけ」だという<sup>4)</sup>。

台湾在住者の民族別構成は、【図1】に1905年から1935年までの民族別人口推移を示したが、各民族の人口の多寡は逆転することなく推移し、ほぼ横ばいであった。在台内

【図1】民族別人口推移



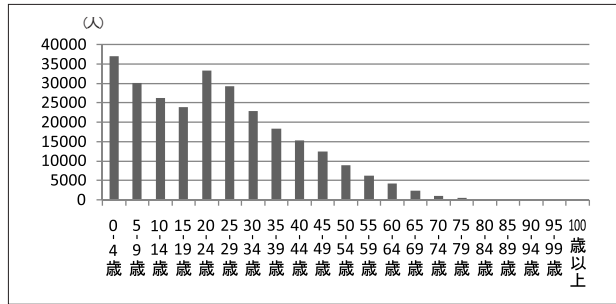
内地人口が増大しても、内地人比率は1905年で2%、1935年でも5%と、台湾在住者全体に占める比率は非常に少ない。こうしたなか、台湾総督府では台湾人を官吏として任命せずには内地人で独占していた<sup>5)</sup>。したがって台湾の統治体制とは、人口比率からすれば極めて少ない内地人が、その他の民族の上に独占した地位を築いていたものといえる。

在台内地人の職業分布は、国勢調査のあった1930年時点の統計からその一端を見ると、第1位が公務・自由業で42%を占め、第2位が商業20%、第3位が工業16%である。同時期の台湾人の職業分布では、第1位が農業で71%を占めており、第2位は商業9%、第3位は工業が8%と続き<sup>6)</sup>、公務従事者が高い比重を占める内地人とはきわめて対比的な分布となっていた。

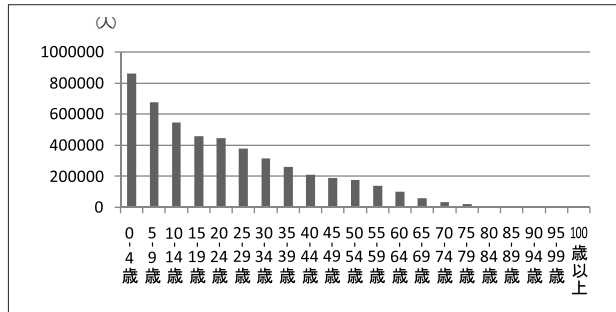
年齢別人口分布でもまた、内地人と台湾人は対照的な分布となっていた。1935年時点の内地人(含む朝鮮人)の年齢別人口分布を見てみると、内地人の場合は、【図2】に示したように5歳ずつの人口分布では、0-4歳・20-24歳のふたつの山が看取できる。他方で台湾人(含む原住民)の人口分布は、【図3】に示したように、0-4歳からただだかに減少してゆく。また、外国人の場合は、対岸から渡ってくる中国大陆出身者と考えられるが<sup>7)</sup>、【図4】に示したように、内地人同様に0-4歳・20-24歳のふたつの山が看取できる。こうした分布の特徴について、台湾総督府官僚の言葉を借りれば、

「一般的法則から言へば、最多の分布数を占むる部分は〇-四年齢級であって、それより年齢の進むに従って漸次減少するのが本則である。然るに、内地人と外国人

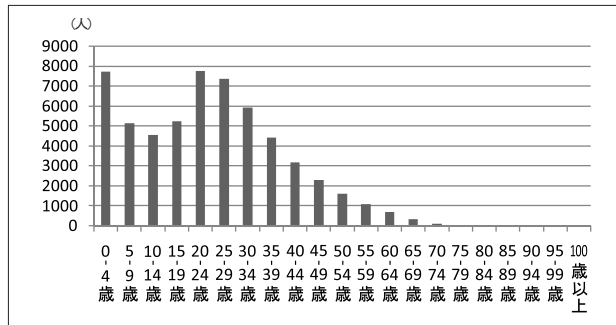
【図2】内地人（含む朝鮮人）の年齢別人口（1935年10月1日）



【図3】台湾人（含む原住民）の年齢別人口（1935年10月1日）



【図4】外国人の年齢別人口（1935年10月1日）



の両人口は二〇—二四歳の青壮年階級に於ては、〇—四歳に匹敵する分布数を有する。是は内地人に在りては現役陸海軍々人並警察官吏等、外国人に在りては出稼ぎ労働者の影響に基因するものである。而して、本島人に就ては最多の分布数を有するものは〇—四歳階級で、それより年齢の進むるに従ひ、年齢級毎に減少して行き恰かも直角三角形の斜邊に相当する型を示してゐる。是は人口の理想的年齢別構成

法則に一致してゐるものである。』<sup>8)</sup>

という。台湾人の自然な人口分布とは異なり、20-24歳の人口が多いことは、内地人の場合は軍人・官吏、外国人においては出稼ぎ労働者というように、いわば働き盛りの年代が集中して台湾に在住していたことに基因していた。

次に出身地域を、本籍地を手掛かりに見てゆく。台湾総督府が1920年に行った国勢調査の結果報告書では、比率からいえば、①熊本10%、②鹿児島9.9%、③福岡5.4%、④広島5.1%、⑤山口4.5%、⑥佐賀4.1%、⑦東京3.9%、⑧長崎3.7%、⑨宮城3.4%、⑩大阪2.9%となっており、「在台内地人には九州地方の者特に多く」「総数の三割九分余は九州及沖縄の八県に属す」というように、地理的に近い地域からの移動が多かったといえよう<sup>9)</sup>。

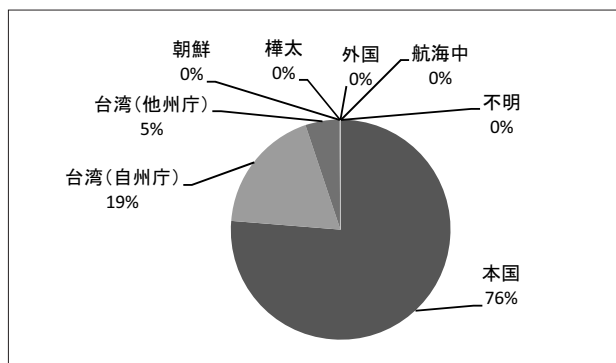
では、在台内地人の出生地はどのような構成であったか。注意を要するのは、本籍地である出身地と、実際に誕生した地である出生地とは、異なるという点である。戦前期日本の戸籍制度は血統主義を採っており、出生地主義を採っていなかったため、本籍地と出生地は必ずしも一致しないという特徴があった。すなわち、本人の出生地と、戸籍上の本籍地とは直結しないのである。本籍地では、出身地は把握できても出生地は把握できず、したがって台湾で出生した内地人（いわゆる「湾生」）の動態は把握できない。他方で、出生地が台湾であるか否かは、植民地台湾における内地人の定住傾向を見る上で一つの指標となる。

そこで本籍地とは別に、在台内地人の出生地について、ここでも1920年の国勢調査の結果から見てみたい。1920年時点の在台内地人164,266名の出生地を示したものが【図5】であるが、本国出生者は76%に上る。他方で、台湾出生者は、現住している州・庁（台湾の行政区域は、大きくは5州・3庁に分割されている）で出生した「台湾（自州庁）」は19%、現住する州・庁と異なる州・庁で出生した「台湾（他州庁）」は5%で、合わせて24%となっている。この比率につき台湾総督府の国勢調査報告書では、「内地人及外国人の出生地に至りては必ずしも内地又は外国を多数とするに限らず、本島との定著的関係厚きを加ふるに随ひ本島出生者を増加するに至るや勿論なり、然も本調査にては尚本島出生者少く、内地人にては内地出生者は十二万五千余人即ち七割六分余に及べるに、本島出生者は三万八千人即ち二割三分余に過ぎず」という。そして、「本島出生者を現在庁の出生者と他州庁の出生者」とに分けると、「前者を多数とすること各々種族同一なるも、後者の割合内地人を最多とするは内地人は島内に於ても最も居所

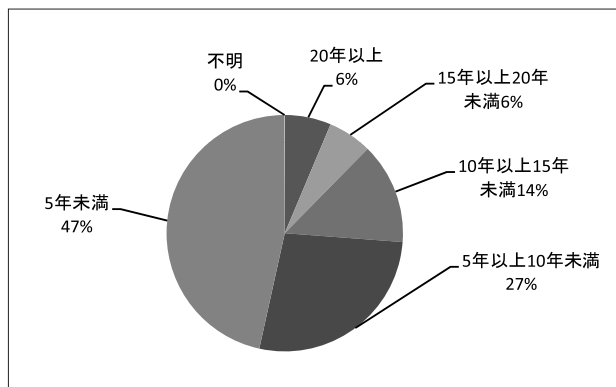
を移動するに由る」と述べており、台湾出生内地人の数が多くはなく、また、台湾内の移動が少なくないと指摘する。同時期の台湾人の出生地については、「三百四十六万六千余人中、本島出生者は九割九分九厘を占め、本島以外の出生者は僅に四千八百七十三人」といい、両者の間の定住傾向の違いが看取できる<sup>10)</sup>。

さらに、在台内地人の台湾在住期間を、同じく1920年時点で見えてみる。台湾出生後に引き続き居住している者を除いた合計123,147名の在台内地人は、男71,026名／女52,121名（男女比：女100名に対して男136.3名）で、このうち、5年ずつの在住期間を見ると（【図6】）、20年以上在住者は7,820名（女100名に対して男206.7名）で全体の6%に満たず、次いで15年以上20年未満は7,413名（女100名に対して男109.8名）で6%、10年以上15年未満は17,030名（女100名に対して男137.7名）で14%、5年以上10年未満は17,030名（女100名に対して男137.7名）で14%、5年以上10年未満

【図5】在台内地人の出生地（1920年・164,266名）



【図6】1920年時点の在台内地人の台湾在住期間（123,147名）



は33,575名（女100名に対して男126.8名）で27%，5年未満は57,272名（女100名に対して男138.7名）で47%となっていた。初期の渡台者における男性比率の高さ，在住期間5年未満の者の比率が半数近くを占めていることなどがわかる。台湾総督府の分析では「在住期間長き者の漸次減少する傾向」が指摘されていた<sup>11)</sup>。

## 2.2 不均衡な権利・義務関係

植民地台湾と本国（「内地」）とは，異なる政治体制下にある「異法域」を形成していた。そして帝国日本の法の適用方法には，大きく分ければ，本国と台湾というように地域によって異なる法の適用方法と（属地法），内地人と台湾人というように民族によって異なる法の適用方法と（属人法），2種類の方法があり，両者は複雑に交錯していた。そのため，「日本国民」とされた人々のなかにも，その居住地と出身民族の如何により，享受できる／賦課される権利・義務関係は異なるというような複雑で不均衡な状況にあり，在内地人もその影響を受けざるを得なかった。以下では，彼等の政治・言論活動に接近する前提として，本国と台湾の政治体制と，参政権と兵役制度の状況につき検討する。

まず，本国の政治体制だが（以下，【図7】参照），本国においては，1895年の台湾領有以前にすでに一つの政治体制が形成されていた。明治維新以後に近代国家としての国家体制を次第に形成してきた日本は，明治時代半ばの1885（明治18）年に内閣制度を創設し，1889（明治22）年には国家の基本法であるいわゆる明治憲法（「大日本帝国憲法」）を公布，1890年には衆議院と貴族院の二院制から成る帝国議会在が創設された。憲法は欽定憲法であり，選挙され得るのは衆議院議員のみで，かつ，有権者は納税制限つきで男性のみ，というように権利を行使しえる範囲は限定されたものではあったが，それでも，立憲政治体制と議会制度の創設という一大画期を迎えたのであった。しかし，これらの体制の構築は，台湾領有以前のことであり，植民地を獲得するという事態を想定しないままに形成された。そのため，1895年の台湾領有後，明治憲法体制と台湾はどのような関係下におかれるのか，台湾の政治体制はいかなる状況に置くべきなのか，という点は不断に問われる政治課題となってゆく。

結果からいえば，台湾は本国とは異なる政治体制下に置かれ，統治機構である台湾総督府が設置された。台湾総督府は，台湾内における行政・司法・立法権を掌握し，台湾総督に委任立法権を付与したのが，1896（明治29）年に制定されたいわゆる六三法であった。

【図7】 本国・台湾における政治体制および権利・義務の様態（男性のみ）

|      | 本国（「内地」）  | 台 湾  |
|------|---|--|
| 政治体制 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大日本帝国憲法（1889年）</li> <li>・内閣制度（1885年）</li> <li>・帝国議会（1890年）               <ul style="list-style-type: none"> <li>……衆議院（民選選挙制度）／貴族院（選挙と無関係）</li> <li>* 立憲政治体制・議会制度</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・憲法は実質的に未施行</li> <li>・総督政治（1895年）：行政・司法・立法を掌握               <ul style="list-style-type: none"> <li>総督への委任立法権＝六三法（1896年）</li> <li>→三一法（1906年）→法三号（1921年）</li> </ul> </li> <li>・議会制度なし……植民地議会なし               <ul style="list-style-type: none"> <li>地方レベルでも民選機関なし</li> <li>→1935年一部改正</li> </ul> </li> <li>・本国への参政権なし（貴族院議員のみ勅撰）</li> <li>・本国における被選挙権はあり（本国における立候補・当選は可能）</li> </ul> |
| 内地人  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国政・地方参政権あり（1889年納税制限選挙制度→1925年普通選挙制度）</li> <li>・兵役あり（1889年徴兵令改正〔免除規定の大幅改正、「国民皆兵」へ〕）</li> </ul>  | <b>官僚</b> （総督府〔総督一下級官僚〕） <ul style="list-style-type: none"> <li>・官僚政治の担い手。国政参政権なし／地方参政権、1935年民選選挙制度</li> <li>・兵役あり</li> </ul>  |
|      |   | <b>民間人</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国政参政権なし／地方参政権、1935年民選選挙制度</li> <li>・兵役あり</li> </ul>   |
| 台湾人  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国政・地方参政権あり（1920年政府が納税制限選挙権を確認→1925年普通選挙制度）</li> </ul>   | 台湾人（漢族系。「本島人」）：一般行政区域 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国政参政権なし／地方参政権、1935年民選選挙制度</li> <li>・兵役なし→1942年志願兵制度、1945年徴兵制度</li> </ul> 原住民（先住民族。「高砂族」）：特別行政区域  |

(作成 岡本)

台湾総督府の統治体制は、“官僚天国”“官吏万能”ともいわれ、本国とは異なり議会制度が不在で、官僚の専制政治体制を監視・規制するシステムが台湾内には存在しなかった。台湾を範囲とする植民地議会も設置されず、地方レベルにおいても民選議員選出制度はなく、領台後40年を経た1935（昭和10）年にいたって、ようやく地方制度レベルの民選機関が設置されたにすぎない<sup>12)</sup>。そして、台湾内のみならず、本国の帝国議会への参政権も付与されなかった。国政レベルの参政権を規定する衆議院議員選挙法は属地法であり、台湾には選挙法が未施行であるとして、台湾在住者であれば、内地人であれ台湾人あれ民族を問わず選挙権を有さないこととなった<sup>13)</sup>。したがって、在台内地人のなかには、台湾総督府の官吏となり統治機構の一員となって統治に携われるものと一官側一、民間においていわば官吏の専制支配体制の下にあるものとが存在し、官と民という必ずしも利害が一致しない集団を生み出すこととなった。

しかしながら、在台内地人のなかには官／民の亀裂という側面だけではなく、“内地人”としての一体感を生み出し、台湾人とは異なる自意識を生み出す別の制度、すなわち兵役があった。近代日本の兵役制度は1889（明治22）年の徴兵令の改正により、それまであった幾多の徴兵免除規定が廃止され、「国民皆兵」に踏み切っていた。しかし



この改正もまた、1895年の台湾領有以前のことであり、徴兵令には対象となる民族に関する規定はなかった。ただし、戸籍の有無が徴兵の根拠となっていたため、戸籍法の適用がない台湾人は（「韓国併合」後の朝鮮人も）、兵役適用から除外されることとなった。「国民皆兵」の「国民」の範疇には、戸籍に登録された内地人のみが対象とされていたのである。この状況は、総力戦体制下の1930年代後半以降、朝鮮人・台湾人への志願兵制度・徴兵制度導入まで続いていた。

このように、法の属地的適用と属人的適用が交錯するなかに在台内地人も身をおき、その政治的位相は、本国、在台内地人社会内部の官／民関係、台湾人社会との間で、重層的で交錯する相関関係の中にあっただのである。

### 3. 六三法体制と在台内地人

#### 3.1 六三法体制と先行研究

周知のように、本国と台湾を別箇の「異法域」とすることを可能としていたのが、いわゆる六三法であった。六三法とは、明治29年法律第63号「台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律」のことで、法律の号数から六三法と称された。その全文6条は、以下のようである。

- 「第一条 台湾総督ハ其ノ管轄区域内ニ法律ノ効力ヲ有スル命令ヲ発スルコトヲ得  
第二条 前条ノ命令ハ台湾総督府評議会ノ議決ヲ取り拓殖務大臣ヲ経テ勅裁ヲ請フヘシ  
 台湾総督府評議会ノ組織ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第三条 臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テ台湾総督ハ前条第一項ノ手續ヲ経スシテ直ニ第一条ノ命令ヲ発スルコトヲ得
- 第四条 前条ニ依リ発シタル命令ハ發布後直ニ勅裁ヲ請ヒ且之ヲ台湾総督府評議会ニ報告スヘシ  
 勅裁ヲ得サルトキハ総督ハ直ニ其ノ命令ノ将来ニ向テ効力ナキコトヲ公布スヘシ
- 第五条 現行ノ法律又ハ将来發布スル法律ニシテ其ノ全部又ハ一部ヲ台湾ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第六条 此ノ法律ハ施行ノ日ヨリ滿三箇年ヲ経タルトキハ其ノ効力ヲ失フモノト

ス」〔下線は本稿筆者〕

台湾総督に「法律ノ効力ヲ有スル命令」すなわち律令（りつれい）制定権を付与して委任立法権を定め（第1条），律令制定には台湾総督府評議会の議決を要するとしていた。ただし，評議会は実質的には総督府首脳・軍部関係者で占められていた。かつ，律令制定の過程では「拓殖務大臣ヲ経テ勅裁ヲ請フ」としていたが（第2条），他方で緊急律令制定権を付与するなど（第3条）<sup>14)</sup>，台湾総督には強大な委任立法権が付与され，台湾内限りの「律令」「府令」などの制定・発布を可能とする制度の基盤となった。その一方で，六三法は3年ごとの時限立法であることが明記されていた（第6条）。そのため，延長期限を迎えるたびに政争のもととなる可能性も持ち合わせていた。

六三法の制定・改変過程については，春山明哲の先駆的な業績がある<sup>15)</sup>。春山は，特別統治主義の台湾における実行者である後藤新平と，そのブレーンである法学者・岡松参太郎，そして内地延長主義の主導者である原敬，という三者を軸に，後藤新平の特別統治主義と原敬の内地延長主義との対抗という，両者の角逐と推移のなかに，植民地統治政策の推移を描きだし，植民地統治政策史における必読文献となっている<sup>16)</sup>。ただし，春山の論考は，後藤・岡松・原というキーパーソンとその統治構想の相剋という側面に議論が集約されているきらいがあり，在台内地人については視野に入れていない。

他方で，呉密察の研究が<sup>17)</sup>，中央政界における六三法問題について，在台内地人のロビー活動も視野に入れ，本国政治と台湾統治の両者の政治過程の交錯，および在台内地人社会の内部における官と民との相剋という，植民者社会内部の分裂をも浮き彫りにしながら，本国－台湾を架橋し重層的に交錯する政治過程<sup>18)</sup>を先駆的に示している。呉密察論文は，在台内地人が発行していた民間新聞である『台湾民報』や出版物を発掘し，また，本国における新聞報道も駆使して，在台湾内地人の論調の一端を明らかにした点でも先駆的研究であり，本稿でもその視点と資料面において学ぶところが大きい。ただし，六三法改正問題・時期が主な対象とされているため，在台内地人の主張そのものについては，さらなる検討の余地がある。

植民地在住者の政治・言論活動については，従来の研究では台湾人の抗日運動が主要な対象となっているが<sup>19)</sup>，内地人側の主張は，後述する李承機の台湾メディア史研究<sup>20)</sup>を除けば，十分に検討されてはならず，特に台湾統治初期についてはほぼ未検討である。植民地在住の内地人の動向を検討する作業は，まだ緒についたばかりといえよう。

### 3.2 六三法体制下の弾圧法規

六三法体制下では、本国とは異なる苛酷な弾圧法規を、総督の命令である「律令」で成立可能としており、その対象は台湾人のみならず、在内地人にも及んだ。

まず、台湾人への弾圧法規では、その代表的なものとして、1896年の「台湾総督府臨時法院条例」(明治29年律令第2号)があげられる。1896年7月11日に緊急律令として台湾総督が發布を命令し(公布は8月3日)、その審判の対象は、いわゆる政治上の罪に関するもので(第1条)、審理は1審のみで終審した(第6条)。「土匪」(抗日ゲリラ)を迅速に処断するために、既設の法院の裁判管轄に拘わらずに、台湾総督が便宜の場所に随時に臨時法院を開設することを可能とした。1919年8月に廃止されるまで、臨時法院は合計6回開設され、苛烈な弾圧に絶大な威力をふるった。

また、1898年の「匪徒刑罰令」(明治31年律令第24号)は、台湾人の抵抗運動弾圧のための法令であり、処罰対象となる「匪徒ノ罪」は広範な領域に及ぶとともに最高刑を死刑とし(第1・2条)、未遂でも本刑を課し(第3条)、また本令施行以前の行為に対しても適用された(第7条)。この際には、前述の「台湾総督府臨時法院条例」も緊急律令で改正され(明治31年律令第23号)、第1条の対象となる罪に「匪徒刑罰令ニ掲ケタル罪ヲ犯シタル者」も追加されたことで、「匪徒刑罰令」と「台湾総督府臨時法院条例」はセットとなって、苛烈な弾圧に絶大な威力をふるった。各地方法院・臨時法院ともに、「匪徒案件」の死刑率は高く、戦闘行為や警察官等による「臨機処分」をのかれた生存者をも「合法的」に殲滅する苛烈極まりない弾圧法規とし猛威をふるった<sup>21)</sup>。

つぎに、在内地人への弾圧法規としては、まず1900年の「台湾新聞紙条例」(明治33年律令第3号)がある。台湾内における新聞統制のための律令である。李承機が明らかにしたように、後藤新平は、総督府を批判する在内地人の民間メディアの統制を主眼として御用新聞(『台湾日日新報』)を創刊したのに加えて、さらに法令整備に着手し、1898年8月から1年半の本国政府との交渉を経て台湾新聞紙条例を制定した。その特徴は、発行許可制度(第1条)、台湾総督による発売頒布禁止の行政処分権(第9・10・12条)、発行前納本制度(第5条)、台湾外からの移入紙・外国からの輸入紙制限と事前検閲(第12条)などで、本国の新聞紙条例(1897年改正)に比して統制色が強かった<sup>22)</sup>。

このほか、1900年「台湾保安規則」(明治33年律令第21号)がある。これは、適用対象民族を「本島ニ在住スル内地人又ハ外国人」とし、対象とする行為として「平常粗暴ノ言論行為ヲ事トスル者又ハ他人ノ身上若ハ行為ニ対シ誹譏讒謗ヲ事トスル者」(第2

号)・「何等ノ口実ヲ以テスルニ拘ラス他人ニ対シ脅迫ニ渉ル言論行為ヲ為ス者又ハ他人ノ行為業務ニ干渉シ其事由ヲ妨害スル者」(第3号)・「無根ノ流言ヲ作為シ口頭又ハ文書図画ニ依リ之ヲ世間ニ流布スル者」(第4号)・「他人ヲ教唆シ第二号乃至第四号ノ言論行為ヲ為サシメタル者」(第5号)などとし、このうち1つでも該当するとみなされれば、「地方長官ハ予戒命令ヲ為スコトヲ得」と規定していた(第1条)。これは、台湾総督府への批判を新聞などに掲載した場合にも、適用対象となりうるものであった。また、「治安ヲ妨害セントシ又ハ風俗ヲ壊乱セントスル者」・「二回以上引続キ予戒命令ヲ受クルモ其行為ヲ改メサル者」に該当すれば、地方長官が「一年以上三年以下本島在住ヲ禁止スルコトヲ得」(第4条)、「在住ヲ禁止セラレタル者ハ十五日以内ニ本島外ニ退去スヘシ」(第5条)というように、違反者の台湾在住禁止・台湾外への放逐を可能とされていた。そして、「退去期限内若ハ猶予期限内ニ退去セサル者又ハ禁止期限ヲ犯シタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ処ス」(第11条)として、従わないものは重禁錮刑が科せられるという厳しい規定も設けられていた。対象となるか否かは台湾総督府の裁量の範疇にあり、台湾新聞紙条例とともに、在内地人の言論を抑圧し封殺する伝家の宝刀とでもいうべきものであった。

そして、これらの法規は、台湾領有直後に成立したものではなく、1898年に特別統治主義を持論とする後藤新平が民政局長(のち民政長官)として台湾に赴任して以後、成立したものであった。在台民間内地人にとって、児玉総督-後藤長官体制の成立は、六三法体制に基づく「異法域」の存在が、台湾人のみならず内地人に対しても猛威を振るうことを実感させられる時代の幕開けでもあった。

#### 4. 在台民間内地人の政治・言論活動

##### 4.1 『台湾民報』の総督府専制批判

台湾統治初期から1920年代後半まで、台湾内のメディアは、基本的に在内地人の独占物であった。しかしその在内地人メディアの内部には、激しい対立が生じていた。植民地統治初期の台湾内のメディアの状況は、李承機が明らかにするように、台湾総督府系の御用紙『台湾日日新報』と在台民間内地人が発行する『台湾民報』とが相互に批判しあう関係にあった<sup>23)</sup>。『台湾民報』は、1900(明治34)年8月8日に創刊され、ときに発行停止処分なども受けつつも、1904年3月の発行許可取消処分を受けるまでの約3年半の間、台湾総督府批判を展開した稀有な存在といえよう<sup>24)</sup>。

『台湾民報』の創刊の半年前の1900年2月11日、台北で「利民協会」が発会式をあげていた。台北・新竹・基隆などの諸方面から数百名の会員が集まったという。創立大会を報じる『台湾民報』創刊号の記事中には、「民報と利民協会の関係」について

「民報は素より同協会直接の機関にあらずと雖も同協会の創立と同時に重立たる会員諸氏は将来の活動上是非とも民論宣揚に要する機関の欠くべからざるを認め先づ之を会員の有志に謀り延て一般人士の間に賛成を求めたる者なり然るが故に民報の主張せんとする主義と利民協会の主持する主義と其符節を合するは言ふ迄もなく将来其行動を共にし其存亡を同ふすべきは蓋し先天的約因ある者取りも直さず利民協会は民報の母なりと謂ふべし」〔傍点本稿筆者〕

として、両者が表裏一体の関係にあることを表明していた。「利民協会」は結成目的を、「台湾総督府が人民を度外視し民利民福を顧ずして政治を専断<sup>〔ママ〕</sup>恣行」することに対して、「総督府施政の監視者たらんとする」ためという。「利民協会々則」では、その目的を「台民の福利を増進する」とし（第2条）、本部を台北に、支部を各地に置き（第3条）、「目的を達する爲め議事、演説、討論、会報、通信其他必要なる方法を執る」こと（第4条）、評議委員・幹事の役員を置き（第5条）、討論会を毎月1度公開し（第9条）、会の目的に賛成し会員の紹介のある者はだれでも入会可能とし（第11条）、費用は会費と有志の贖金で充てることとしていた（第12条）。

創立当初の活動としては、台湾と本国間の小包料引上問題、台湾地方税賦課、阿片・食塩・樟腦などの専売制度、戸籍制度など、在台内地人の生活と利害に直接関係する問題について評議委員を設け審議し、「調査の結果によりては総督府と一大杆格なきを保せず然る場合に於ては延て中央政界の問題ともなるべく」と述べていたように、当初から、中央政界における政治問題化をも視野に入れていたことがわかる<sup>25)</sup>。

「利民協会」創立半年後に、『台湾民報』は創刊された。創刊号冒頭に掲げた「宣言」で以下のようにいう<sup>26)</sup>。第1に、「吾人は断々乎として、擅制主義に反対す」として、「台湾の経営」は「須らく朝野官民の全力を傾倒して、之に當らざるべからず、民の声を聞かず、民の言を容れず、民の力に籍らずして、消極的独力を以て経営の成果を収めんとするは、木に縁りて魚を索むるの類のみ、妄も亦甚だしと謂ふべし」と主張し、「当局」（台湾総督府）の専制体制を批判する。第2には、「吾人は断々乎として、清化主義に反対す」として、「我帝国の台湾を領有するに至りたるは、天の命」であり「吾

人は之を経営するの天職を有す」として台湾領有を肯定したうえで、「従来の陋習悪俗、之を改めず、彼れに移殖するに、我良風美俗を以てする能はずんば、所謂台湾経営なるもの、何くにある」「三百萬の民、有形無形一切の事、凡て清人に異ならずとせば、我の領台は空名のみ、之れ豈に我天職を辱かしむるの、大なる者に非ずや」という。この「清化主義」については、同日の別の記事で「総督府の治台政略」であるとして、「辮髪を保護し、其纏足を禁ぜず、其人身売買を黙許し、其阿片吸食を事実にて奨励し、小匪を厳罰して、大盜に加恩し、細民を誅求して、好豪に諂媚する者」としており<sup>27)</sup>、清国時代からのいわゆる「旧慣」温存を指しているものといえる。

『台湾民報』創刊の中心メンバーは、李承機の研究によれば、台北弁護士会の主なメンバーで「民党系」の弁護士らで、理事6名は全員弁護士であった。その配布数は、創刊2年目の1902年には1,505,777部（台湾内1,107,307部／本国379,630部）で、台湾総督府の御用紙『台湾日日新報』の1,481,749部（台湾内1,420,292部／本国58,756部）に匹敵していた。また、本国における配布数は、『台湾日日新報』が約6万部だったのに対し、『台湾民報』はその6倍強の約38万部に上っていた<sup>28)</sup>。こうした点から、『台湾民報』の影響力は台湾内部にとどまるものではなく、本国の世論と政治へ働きかける潜在的な勢力を秘めていたといえる。

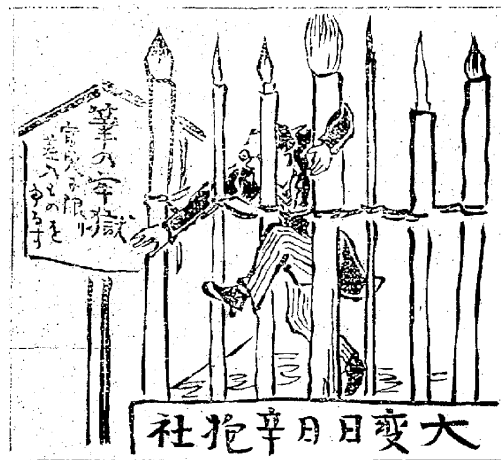
創刊間もなくの論説「総督府は専制政治を行はんとするか」<sup>29)</sup>では、前述の台湾新聞紙条例や台湾保安規則を専制体制の具体的策として批判していた。すなわち、台湾総督府は「在内地人の多くに向かつて」、「動もすれば彼等の行動を敵視し、先づ言論制圧の目的を以て新聞紙条例を実施し、以て人権拘束を主旨とする保安規則の如き苛酷なる法令を發布し、而して偶々内地人の請願陳情等を為すあれば、一言の下に之を却下し、彼等の利害休戚に関しては、秋毫も更に顧みる所だになし」という。「本島人に対しては啓発誘導の道を尽す能はず内地人に対しては、其利害休戚を度外視」しているとして、

「斯の如くにして総督府は抑も誰と共に台湾を経要せんとするか、政府独り其欲する所を行ひ、独り其見る所を施し、絶て眼中に人民なるものを措かざるは、是れ取も直さず専制的政治なり、如何に新領土の政治は大に其趣を異にするものあればとて、立憲治下の今日、独り台湾に於て斯の如き専制的政治を行ふの必要ありや」

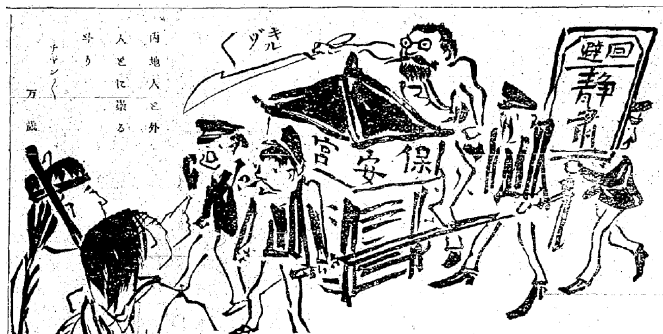
とし、台湾で展開される台湾総督府の専制体制を批判していた。

また、台湾保安規則に対しては、論説「何ぞ速に此蛮法の廃止に努力せざる」におい

て、「保安規則は専制時代の遺物なり、明治聖代の今日に容るべからざる野蛮的法律」と批判する。本国ではすでに廃止された言論・集会弾圧法規である保安条例<sup>30)</sup>を、「復活して台湾の地に施行し、以て党同異伐の具に供せんとする」もので、「多数臣民の利害休戚を度外視し、其人権を蹂躪し、己れ独専り横の政を施かんとするが如きは、是れ決して黙々観過して止むべきものにあらざるなり」とし、本国で廃止された弾圧法規が台湾で亡霊のように復活し闊歩することを黙過できないと主張する。その発布の責任については、「総督府の罪固より大なるものあり、而して今の伊藤内閣も亦其責を辞する



【図8】「台湾新聞紙条例」を批判する『台湾民報』（1900年11月10日）。  
御用新聞『台湾日日新報』を「大變日日辛抱社」と文字リ、立札には「筆の牢獄官吏に限り差入ものをゆるす」として、御用記事しか書けないことを皮肉っている。



【図9】「台湾保安規則」を批判する『台湾民報』（1900年11月9日）。  
官吏に担がせた「保安宮」に乗った後藤新平が「キルゾ〜」と刀を振りかざし、それを遠目にながめる台湾人が描かれ、「内地人と外人とに祟る斗リ チャン〜万歳」と説明。

能はず」とし、総督府のみならず本国政府をも批判の対象とするとともに、在台内地人に対して「此蛮法の性質を明にして汎く輿論を喚起し、之を議会の清議に訴へ、内閣容れずんば以て内閣の責任問題となし飽まで此蛮法の廃止を遂ぐるに努め」よと檄を飛ばしていた<sup>31)</sup>。(【図8】・【図9】も参照)

#### 4.2 『台湾民報』における「民意」の主体

専制政治体制否定とともに『台湾民報』が重視したのが、台湾統治への「民意」の反映という点であった。創刊号第1面の「台湾の立法」という論説は、台湾総督府評議会への批判を展開しており、「台湾総督評議会は、台湾総督の提案に対し事実上活発自在の権限を有するが故に、貴衆両院相待つて単に協参権のみを享有する彼の帝国議会とは頗る其性質を異にすと云ふ可し」とし、立法過程におけるその固有の権限を指摘する。しかしその議決を経て台湾総督が発布したものは法院条例、匪徒刑罰令、阿片・食塩の両専売法、台湾新聞紙条例など、「二十世紀の曙光に於て、這般の不当なる法令の存在を見る、嗚呼誰か之を目して、我法制史上の一大汚点にあらずと謂ふ乎」というように、批判すべきものばかりという。そもそも、評議会の構成員は「台湾総督を中心とし陸海軍の参謀長、民政長官、参事官、事務官」であり、「悉皆総督府の行政者」であるため、「行政者の法を立るや、行政の便否を唯一法制の標準として制定」し「往々国勢民情に背反するの法令を発する」結果となるのであり、「組織に於て、国民の意見を採取するの機関を欠」いているし、台湾総督府は「民情を問はず、民意を酌まず、以て繁文縟礼的法文を雨下す、豈に誤らずや」と喝破し、「不合理にして、弊害多き現行制度を改め、以て民意を斟酌するを得べき機関と為すの計に出づべきなり」と主張していた<sup>32)</sup>。

ただし、「民意」を反映させる主体の範囲は極めて限定的かつ人種主義的であった。そもそも、「本島三百余万の蒼生は實際未だ政治上の能力を有せず、人文の程度亦甚だ高からず、多少の実権實力は即ち是あらんも、協力和衷して俱に本島経営に裨補するに足らず」「本島三百余万の民衆多くは政治上の無能力たり」として、台湾人は想定外としていた。しかしながら「民間の原動力たるべき」在台民間内地人の現状は、「各自欲する所に向てのみ動き、自己を中心として相励むの外謂ゆる社会公共の爲に尽すの念なく、其人物の寥々たること亦既に彼が如し」という有様であると批判し、まずは「大に民間人士の奮発力行を切望せざる能はず」として、民間の在台内地人の奮起をしばしば促していた<sup>33)</sup>。

“優等の地位を占めるべき内地人”が、総督府により冷遇され勢力伸長が妨げられて



いるという主張は、『台湾民報』紙上でしばしば展開されたものであった。主張の前提として、台湾人は「既に風俗慣習を異にし、言語生計を同うせず、特に我<sup>〔ママ〕</sup>皇化を受くる、日尚ほ浅く、固より之をして内地人と同一の法律規則の下に、差別なく服従せしむるを得ず」として、内地人との法律上の格差設定を肯定する。しかし「内地人の尚ほ未だ、本島に優等の地位を保つ得ず」という状況にあるのは、総督府が「単に土人の稍勢力ある者の鼻息を伺ふの外、一も適當の施政を斷行し得ず」、そのため「内地人は、土人の寄生蟲、官吏の附屬用人として、生計を立つる外、更に新事業を<sup>〔ママ〕</sup>企画し、新富原を開き、以て大に風氣開發を助成するを得ざるに非ずや」とし、「内地人の、日に萎靡して振はず、窮して悪徳の淵源を作くる者、統治者亦大に罪なくんばあらじ」という<sup>34)</sup>。

台湾人との格差を肯定し、「民意」の範疇から台湾人を除外していても、『台湾民報』の自己認識は、「民報は人民の機関新聞なり」といい、台湾の「官尊民卑」の風潮を批判し、「刻下の台湾に於て民権思想の發達を庶幾ふ」という。そして「政治上強固なる団体を作る」ことは「台湾民間に於る最大必需の事」とし、「台湾に於て一の参政機関なし、自治機関なし、頼むに独り利民協會あり」として、前述の「利民協會」こそが「専制政府に於る彈正台たり、諫官御史たるの任を果さんとし、立憲政体に於る下院たり、地方議會たるの役目を為さんとし、對土人政治に就て獻替し、而て以て台湾經營の主眼たる拓殖利民の旗幟を揚げ来りつゝあり民の利害を先として樹立しつゝあり」という。そして、「利民協會は政治党派として樹立せり」と自認し、かつ「民報は又た其機関新聞として此意見を發表するに吝ならざる也」と、利民協會と『台湾民報』の表裏一体の関係を説明していた。「台湾党派の必要」が生じる理由は、「内地母島朝野の政客」が、「台湾政治に迂闊、冷淡」である上、「独り督府の意見上申に一任して、民間に主義主張する所なく而も主張する所、獻替する所を内地に伝ふるなき」ためとし、すなわち、本国において総督府側の情報が一方的に採用され、在台民間内地人の声が届かない状況を指摘していた<sup>35)</sup>。

#### 4.3 「台政」の渴望、「台制」の否定

『台湾民報』の主張は在台民間内地人の権利擁護という点で際立っていたが、それは、総督府の御用新聞である『台湾日日新報』の主張とは正反対のものであった。例えば『台湾民報』と『台湾日日新報』は、1901年4月に在台民間内地人を主題とした社説をともに連載しながら相互に激しい批判を展開していたが、両者における在台内地人の位置づけ、統治体制の在り方をめぐる相違は明白であった。

この時期の『台湾民報』紙上には、「本島と内地人」・「内地人問題」・「在内地人の権利」・「再び内地人権利に就て」などの論説が連日掲載されていた<sup>36)</sup>。とりわけ主張が明確な「再び内地人権利に就て」<sup>37)</sup>を見ると、「台湾統治事業の中に必ずしも土人を絶対的の主眼とするを要せず」とし、「内地人は母国同様に取扱ひ、土人は其の進化を促すと同時に、暫くは特異なる待遇をなすべしと謂ふに在り」〔傍点本稿筆者：以下同様〕、台湾人は「其正当なる進化に由りて、将来享く可き帝国臣民の権利は有り」としつつも、「今は其の享受を全くする能はざるの程度なり、自ら之を運用すべき程度に、未だ立たざるなり、左ればこそ土人には特別制度の必要もあり」という。すなわち、台湾人には特別統治主義の必要性を認め、他方で内地人には本国同様の待遇を主張していた。

同論説では、台湾統治体制には、以下のような「台制」と「台政」の2二種類があるという。

「吾輩は今の台湾制度を以て、之を台制といふも、台政といふ能はざるなり、台湾の政治は、台湾の政治にあらず、唯だ其の制度の稍や特別なるものあるのみ、政治は即ち我帝国の政治なり、之を冠するに台政の二字を以てする、故に吾輩は論者〔台湾日日新報の記者〕の眼孔に、唯だ督府あるを知るのみかと疑ふたるものなり、要するに吾輩が此点に対する論礎は、台制は土人あるが爲に設けられたりとするも台政は即ち内地人と土人とを、均霑せざる可からず、行政上の能力は、一に内地人を内地同様に取扱ひ、土人を台湾的に取扱ふに在り、之が面倒なりといふの故を以て、内地人無視に流るゝは、不可なりと謂ふにあり」〔 〕内は本稿筆者補足

すなわち、「台制」とは、総督府が実施している台湾人を主眼とする制度であり、内地人はこの制度下でいわば“台湾人なみ”の冷遇に甘んじさせられているという。他方で、「台政」とは、内地人を本国同様に扱い、「帝国の政治」を内地人に限って享受可能とするものとしていたが、現在の台湾では未だ実現していないと批判する。この論説では、在内地人の政治的権利について、「在内地人は、台湾に於てこそ之れ無けれ、内地には各自の自治区あり、選挙区あり、地方議会ありて、其参政権は、豪も影響を受くることなし」、「権利問題の進求云々といふもの斯の寄留的の台湾に於て、猶ほ其時期にあらずといふのみ」とも述べており、居住地が台湾というだけで政治的無権利状態におかれる体制への不満、在内地人の政治的能力への自負が吐露されていた。

これに対して、同時期の『台湾日日新報』紙上に連続掲載されたペンネーム天髮生の

手による社説「台湾の容る可き内地人」は、『台湾民報』の主張を真っ向から否定していた。その冒頭では、政治的権利について「帝国の爲めに台湾統治事業の前途を誤らんものは必ず国民権利の問題ならん」と切り出し、「全く失敗せる自治制度、全く腐敗せる議院制度等は、内地人が内地に在りて飽く迄味ひ飽く迄酔ふに余りあり、特に台湾に來りて頑冥不靈の<sup>〔ママ〕</sup>支那人に之を接種し国家の爲めに分解作用を促かすの必要安くにかあるや」と齒牙にもかけない。そして、『台湾民報』の主張は「主内地人主義」だが、これは誤った主張と退ける。『台湾日日新報』の主張では、在台民間内地人はそもそも勢力も能力も低いという認識を示しており、さらには「仮令帝国治台事業の局面悪くして内地人は一人も在台し能はざる極端の出来事ありたらんにしても台湾の統治は依然堂々として一日も間歇なく行はれざるべからず」というように、在台民間内地人が皆無でも台湾統治にはなんら差し支えなしとする。なぜなら、「今日治台の大要は新附臣民の国家的統一にあることは自明の事実」で、その「統一力の行はるべき目的物は台湾土着の<sup>〔ママ〕</sup>支那人」だからであり、この「統一力」は「最強力たらざるべからず」とし、「帝国が台湾総督府を存在するの必要ある間は総督府は此の統一力の主張者たるべき本分」があるとしていた<sup>38)</sup>。すなわち、統治の主たる対象は台湾人で、強力な統治を遂行可能な唯一の存在が台湾総督府という構図となっており、その際には在台民間内地人は眼中にはなかった。

以上のような『台湾民報』と『台湾日日新報』の応酬、在台民間内地人と台湾総督府の対立は、本国政界に持ち込まれることとなる。『台湾民報』創刊後初の六三法の延長期限は、1902年3月にその2回目の延長期限を迎えようとしていた。帝国議会は、六三法体制を批判する在台民間内地人の目に、台湾総督府を撃つための格好の舞台としてうつつっていたのである。

#### 4.4 六三法撤廃運動と帝国議会へのロビー活動

在台民間内地人は、台湾における言論活動に加えて、本国の帝国議会へのロビー活動を展開した。ターゲットは1902年3月に延長期限を迎える六三法の撤廃であり、前年1901年12月、『台湾民報』理事の小林勝民ら3名が、東京に向けて出発した。

小林勝民は、1895（明治28）年12月に台湾に渡って以後、弁護士を開業していた。そのかわり、1897年8月には「台湾当時の事情に憤激」して「台湾正義同志会」を組織し、1900年には「同志」とともに前述の「利民協会」を組織し、かつ『台湾民報』の理事となっていた。渡台前の経歴を見ると、1864年（元治元）年に駿河国（静岡）

に生まれ、1869年に安房国（千葉）に移り和漢学を学び、のち東京に出て明治義塾・英吉利法律学校で英学・法律を学び、若くして自由党に入党し、1897年10月条約改正反対運動に参加した際には集会条例により禁錮5カ月に処せられ、また、馬場辰猪・片岡健吉・町田忠治らと面識を得るなど、早くから政治運動に携わり、他方で朝野新聞記者・静岡民友新聞主筆などメディア方面の活動も行ってた。また、渡台前には朝鮮にも渡り、1894年に金玉均が上海で刺殺された際に東京で営まれた葬儀では、弔辞を読むなどといった活動もしていた<sup>39)</sup>。『台湾民報』創刊号の「祝辞」欄には、大隈重信・板垣退助・星亨・末松謙澄・谷干城・高田早苗・犬養毅・徳富猪一郎・西園寺公望・近衛篤磨・松田正久・元田肇・大岡育三・尾崎行雄などの名が並んでいたが<sup>40)</sup>、ここからは、青年期における本国での政治・言論活動の人脈の一端がうかがえる。

この時期の『台湾民報』の本国への「政界遊説運動」については、呉密察がすでに詳細に跡付けているが<sup>41)</sup>、『台湾民報』では1901年11月30日に以下の「社告」を掲載し、

「議會開け中央政機大に動かんとす、此時に当り本社は理事小林勝民及萩原孝三郎を特に派遣し台湾の、真相南荒の政況を齎らし往き中央政界に反映せしむるを期すべし」

として中央政界に台湾問題を持ちこむことを宣言していた。小林・萩原の本国における訪問先は、同年末から1月にかけて『台湾民報』紙上の紀行文「東征紀行」に逐一掲載された<sup>42)</sup>。小林・萩原は12月20日に基隆を立ち24日にまず神戸に入ると、神戸又新日報社・神戸新聞社、英字新聞のクロニクル社などを訪ねて台湾の現状を伝えた。その際には、クロニクル社主筆のロバート・ヤングに面会し、ヤングの談話すなわち「日本人民は既に憲法治下の民なり其台湾なる新領土に移住したるが為めに憲法によりて与へられたる権利は決して失はれざる可し台湾総督府が本国遷來の母国人をして一切政治に参与容嘴せしめざるの方針を取り居れりとは余の殆んど信ずる能はざる所なり」という言を掲載し<sup>43)</sup>、英文メディア人の意見に便乗しつつ台湾総督府の専制体制をぬかりなく批判していた。

12月26日に東京に入ったのちには、小林・萩野は言論界・政界の各方面を歴訪した。メディア方面では萬朝報・読売新聞・日本新聞、毎日新聞社長の島田三郎、衆議院議員では片岡健吉（衆議院議長）・花井卓蔵・秋保親兼・山下千代雄・柴四郎・神鞭知常・工藤行幹、貴族院議員では曾我祐準・小沢武雄・谷干城・三島弥太郎・堀田正養、立憲

政友会員では石井信・寺崎泰吉・尾崎行雄・古山又三郎・元田肇、このほか、肝付兼行（海軍少将）、伊東巳代治・副島種臣（枢密顧問官）、楠本正隆（男爵）、金子堅太郎（男爵）、奥田義人（法制局長官）、古賀廉造（大審院検事）、山田喜之助（憲政本党政務委員）などを訪問し、また、研究会・土曜会・帝国党・憲政本党・立憲政友会の事務所を歴訪した<sup>44</sup>。

『台湾民報』紙上には、本国メディアの台湾問題や六三法問題に関する社説や<sup>45</sup>、本国の新聞『人民』・『独立新聞』・『萬朝報』・『毎日新聞』4社との連携した模様が掲載された<sup>46</sup>。また、2月7日以後、「台湾の真相」と称して台湾統治体制につき全19項目を掲げ、その関連する法令・施策を逐一仔細に批判し、かつ具体的改革にも言及する連載を掲載し続けた<sup>47</sup>。その冒頭では「台政方針」〔傍点本稿筆者〕として、以下のようにいう。

「台湾は属領地にあらずして憲法施行の一地方なり而るに百般の施設、官制組織、立法、行政、司法に至る迄、一切属地主義の最も頑陋なる専制集権を強行し且其運用に就て頗る陋弊を極め憲法施行の土地に非ざるを認めしむ」

また、本国メディアでは、『人民』が「台湾悪政要項」と題して台湾統治を12項目に分類して批判する論説を掲載し<sup>48</sup>、社説でも『台湾民報』を擁護し六三法の不当性を訴え続けていた。その社説の筆名は小林勝民の別名「独醉庵」と同じであり、小林自身も『人民』紙上で持論を展開したと『台湾経営論』で明らかにしている<sup>49</sup>。他方で、『東京日日新聞』・『二六新報』・『時事新報』は六三法の継続もしくは永続を主張し<sup>50</sup>、その他の『東京朝日新聞』・『読売新聞』・『国民新聞』・『毎日新聞』なども、六三法継続問題をめぐる政友会・憲政本党などの政党の対応、衆議院・貴族院における議論などを連日報道した。在台民間内地人の六三法撤廃運動は、台湾を越え本国政界において、政治問題化することに成功したのである。

第16回帝国議会における六三法の審議は2月2日の衆議院本会議から始まったが、これに先立ち、まず少数派である憲政本党（全300議席中10議席）が、後藤新平を招き「台湾談話会」や代議士会などの場で、談話を聴取していた。そこで後藤は、「台湾批政陳情委員」と自称する小林勝民・萩原孝三郎の手になる小冊子に対して、反駁をする必要に迫られた。憲政本党は台湾調査会を設け議論を経た結果、2月4日には六三法の継続は必要なしという結論に達した<sup>51</sup>。

第16回帝国議会で過半数の159議席を占める最大多数の政友会の態度は、六三法の命運を左右する上で極めて重要であった。機関紙『政友』には小林勝民・萩原孝三郎「台湾統治の現状に就き世人に訴ふ」という長文の参考論説が掲載されており<sup>52)</sup>、政友会で彼らの意見が参考にされていたことがわかる。政友会では、2月14日に原敬の意を汲んだ六三法修正案<sup>53)</sup>が総務委員会に提出された。修正案は、以下の3條からなる。

- 「第一条 特に法律に明示したるものを除くの外現行の法律又は将来發布する法律にして其全部又は一部を台湾に施行するを要するものは勅令を以て之を定む
- 第二条 臨時緊急の場合に於ては台湾総督は其管轄区域内に法律の効力を有する命令を發することを得  
前項の命令は内務大臣を経て勅裁を請ひ且つ次期の帝国議会に提出して其承諾を求むべし
- 第三条 台湾総督の發したる命令にして勅裁を得ざるときは直に其命令の将来に向て効力なきことを公布すべし」<sup>54)</sup>

六三法に修正を要する「理由」は、かつて六三法存続の理由とされたのは「台湾の土地たる風俗習慣大に内地と異なるものあり殊に新附の土地にして施政上臨機の処置に出づるを要するものある」という点だが、「爾後の実績に徴するに今や該法律〔六三法：本稿筆者補足〕を継続施行するの必要を見ず政府が該法律の実施期を三年間延引せんと求むる理由を聞くに漠として取るべきものなし」とし、「唯非常の場合に於て緊急命令を發する権は尚ほ之を台湾総督に留保せしむるの必要あるを認むるのみ」とする<sup>55)</sup>。すなわち、台湾の特殊事情を考慮する必要はもはやなく、台湾の立法を基本的に勅令主義とし、わずかに緊急の場合のみ総督に律令發布権を認め、それも議会の事後承認を要するというもので、台湾総督の委任立法権を大きく制限するものとなっていた。

しかしこの修正案に対しては、同日の政友会の議員総会では異論が出て議論延期となった。さらに21日の議員総会では最終的に否決され、政友会としては、政府の提出する六三法の再延長案に同意することとなった<sup>56)</sup>。

この間、台湾総督は、六三法延長を勝ち取るために、児玉総督自ら議会に赴き説明を余儀なくされていた<sup>57)</sup>。後藤新平長官も出席した2月5日午後の衆議院の委員会では、総督自らが「少シ政略上ノコトヲ御話シ申シタイ」「此政略ハ自然未ダ發セヌ所ノ考ヲ

以テ、云ハネバナラヌコトニナリマスルデ之ヲ速記ニ止メ、或ハ之ガ新聞ニデモ出ルト云ヒマスルト、自然種種ナ障害ガ起ツテ来ル」ので「秘密会ヲ願ヒタイ」として、議論は非公開の秘密会に付されてしまった。秘密会の開催に対しては、『台湾民報』は総督・議会ともに批判の対象としたが<sup>58)</sup>、防ぎようのないものであった。

同時に台湾総督府は、台湾内においても、政争の火種のもみ消しに躍起となった。六三法撤廃キャンペーンを張る『台湾民報』に対して、総督府は1902年2月18日に、台湾新聞紙条例違反として約1週間発行停止処分の鉄槌を下したのである。理由は、上記



【図10】六三法体制を批判する『台湾民報』（1902年2月25日）。  
 児玉総督が「令第六十三号」（六三法）の「金看版」に立ち、一方で笑顔・脱帽で「殖産勸業」云々し、他方で抜刀・強面で「発行停止」「議會解散」云々する「両面遣ひ分け」の様子。

の秘密会の内容を掲載しようとしたというものであった。それはちょうど、帝国議会における攻防のさなかにあたり、また、前述の連載「台湾の真相」が佳境を迎える時期でもあった。発行停止明けの25日以後には、『台湾民報』は社説や記事などで発行停止の経緯や公判の様子を仔細に報道し、総督府の横暴を訴え、自身の無罪判決を報じた（【図10】も参照<sup>59)</sup>。

しかし衆議院では、六三法延長賛成164票・反対84票という結果で、80票の差で継続に決まり、その後の貴族院も通過した<sup>60)</sup>。結局、六三法は議会を通過し、また3年の命脈を保つこととなり、1902年の第2回目の六三法延長をめぐる、在台民間内地人と台湾総督府との帝国議会における攻防は、ひとまず幕を閉じたのである。

『台湾民報』は、六三法撤廃運動が結果として敗北したことについて、アイルランド自治案や奴隷解放やアメリカ独立宣言などを例にひき、「当初何れか敗れざらん」として、小林・萩原の二人を「名誉の敗軍」として、歓迎する言葉でしめくくっていた<sup>61)</sup>。

## 5. 総督府の六三法体制継続・改革の模索<sup>63)</sup>

### 5.1 六三法継続と旧慣調査会

児玉総督－後藤長官の台湾総督府首脳部の動向は、在台民間内地人の主張とは正反対に、台湾の「異法域」化を徹底させてゆく方向へ向かっていこうとしていた。

帝国議会における六三法審議を日睫にひかえた1901年10月、後藤長官の肝いりで、京都大学法学部教授・岡松参太郎をブレンとして「臨時台湾旧慣調査会」（以下、旧慣調査会と略す）が設置された。周知のように旧慣調査会は、法学者・人類学者を動員して台湾の「旧慣」を調査し、「旧慣」に基づく法案を策定する機関として機能し<sup>62)</sup>、かつ、六三法継続問題と密接な関係にあった。

旧慣調査会設置の翌11月、岡松参太郎の手により「法律第六十三号ニ関スル意見書」<sup>64)</sup>が作成された。岡松の意見は以下の通りである。日本統治以前からの台湾在住者の土地や親族相続の慣習は「内地」と大いに異なるので、「特殊ノ慣習ヲ存スルヤ財産人事ノ関係到底内地ノ法律ヲ以テ律ス可ラス。之カ為ニ特殊ノ立法ヲ要スルヤ火ヲ賭ルヨルモ明ナリトス」と述べ、「内地」とは異なる「特殊ノ法律」を要するという旧慣立法路線を主張する。また、在台「内地人ニ関シテモ亦特殊ノ事情ヲ存ス」ために、六三法体制下に置く必要があるとする。なぜなら、「彼輩ハ冒険ヲ事トシ射利ヲ専ラトシ而シテ其接スル所ハ習俗相異ナルノ土人ナリ其見ル所ハ形容相同カラサルノ風俗ナリ」と



し、従って「彼輩ハ内地ニ於テ生シ得可ラサルノ犯罪ヲ為シ内地ニ於テ為シ能ハサルノ法律行為ヲ為ス」からであり、「内地人ノ台湾ニ在ル者ニ対シテモ往々特別ノ立法ヲ要シ又台湾ノ習俗ニ基クノ特別ノ立法ヲ之ニ適用スルノ必要アリ」と明言し、台湾新聞紙条例・台湾保安規則なども「皆此目的ニ出タルモノ」としていた。そして、「台湾ニ関スル立法ノ方法」ハ「今暫クハ其立法ヲ以テ内地ノ立法機関ニ委スルハ策ヲ得タルモノニ非ス」として、六三法廃止の場合に、「内地」の立法機関が台湾の立法を行うことを不可とする。その理由は、台湾の特殊事情を法律上にいちいち規定することは帝国議会では不可能であり、また、「内地」の議員は台湾の慣習に詳しくなく、その上、台湾からの選出議員が皆無の状況では、台湾の立法を行うことは不適切とするのである。岡松の結論は、「今暫ク法律第六三号ヲ存シ時機ヲ見テ国家百年ノ大計ヲ定ムル」べきという。なぜなら、「台湾ノ法律上ノ慣習及経済事情ニ至リテハ従来全ク雲霧ノ間ニ在リ」、1898（明治31）年に臨時土地調査局を設け1901（明治34）年10月に臨時台湾旧慣調査会が発足したばかりの現在、「政府モ議会モ又輿論モ実ニ此問題ヲ決ス可キ材料ヲ有セサルナリ」・「此等ノ調査ニシテ終了センカ台湾ニ於ケル特殊ノ慣習及事情モ之ヲ知了スルヲ得可ク。於此初メテ内地及台湾トノ慣習、事情ノ相異ルノ精確ノ程度ヲ定メ其慣習実情ノ良否ヲ識別シ取捨ヲ決スルヲ得ルニ至ル可ク。於此初メテ其立法行政ニ関スル百年ノ大計ヲ定ムルコトヲ得可シ」という。すなわち、現状において台湾に適する立法の方法は「何人モ之ヲ決スル能ハス暫ク調査ノ進行ヲ俟チ大計ヲ定ムル所アラントス」というものであった。

そして、「岡松参太郎文書」にはこれと同一内容で活版印刷された冊子体の同名の資料がある<sup>65)</sup>。作者不明で1902年1月29日付で非売品として発行されたこの資料は、岡松の草稿を活版印刷したものと考えられるが、表紙には「内務大臣官房台湾課」の印が付されており、本国においても閲覧されたと考えられる。

総督府のこうした動向に対して、『台湾民報』は推測を交えながらも敏感に反応していた。旧慣調査会に対しては「突如とし旧慣調査会を起さるゝ」に至ったのは、「名は旧慣調査の正々堂々也、実は六十三号継続の申訳也」と六三法継続の口実づくりのためと批判し、岡松が著した『台湾旧慣制度調査一斑』<sup>66)</sup>が「朝野の議員に振りまかれつゝあ」る状況からしても、「旧慣調査会に命じて、急転直下の勢を以て六十三号継続に供する答弁の資料を促しつゝある」と推測していた<sup>67)</sup>。

## 5.2 六三法体制の根本的改革構想

さらに総督府は、六三法延長決定後には、今度は統治体制の根本的改革への意欲を見せていた。繰り返される法案延長問題に根本的な解決を図ろうとしたものと考えられる。「岡松参太郎文書」所収の一綴りの文書「台湾ノ制度ニ関スル意見書」<sup>68)</sup>・「詔勅ヲ以テ台湾統治法ヲ定ムル件ニ関スル意見」<sup>69)</sup>がそれである。

「台湾ノ制度ニ関スル意見書」は、台湾統治体制の根本的な改革構想の大綱であった。その表紙には、「明治三十五年夏兒玉総督ノ諮問ニ依リ於台北起草」とある。六三法延長決定後の間もない夏、兒玉総督の諮問により岡松参太郎が起草したものである。春山明哲の研究によれば、第16回帝国議会での兒玉総督・後藤長官の答弁からは、すでに特別統治主義・旧慣立法路線に基づく台湾制度の根本的な改革構想が準備段階にあることや、明治憲法改正問題も視野にいれられていたことが明らかにされている。また、その具体策としては、明治憲法に新たに1条を加える改正をし(第77条を追加)、台湾に特別な制度を敷くための法的根拠を与えること、台湾の制度に関する基本法として「台湾統治法」を制定し本国との別個の「法域」とすることが構想されていた。これら改革の大綱というべきものが、この「台湾ノ制度ニ関スル意見書」である<sup>70)</sup>。

しかし、「岡松関係文書」中の「台湾ノ制度ニ関スル意見書」は、従来発見されたものと異なる内容があり、それは、春山が提唱する岡松の思想の解釈への修正を迫るものとなっている。すなわち、「台湾統治法」制定の手續きに関し、原案が「憲法ヲ以テ台湾ニ特別ナル制度ヲ施スヲ得ルコトヲ認ムルコト」とするのに対し、岡松は「憲法ヲ以テ」という部分を「詔勅ヲ以テ」と訂正しているのである〔傍点本稿筆者。以下、同様〕。

この「台湾ノ制度ニ関スル意見書」末尾に、さらに岡松の手書きの意見書「詔勅ヲ以テ台湾統治法ヲ定ムル件ニ関スル意見」(以下、「詔勅意見」とする)が付されており、憲法と台湾の関係について詳細に述べている。すなわち、「憲法カ新領土ニ行ハル、否ヤニ関シテハ明文上何等ノ拠ル可キ処アルナシニ解釈問題ニ帰着スルモノ」であり、「今日台湾統治ノ基本ヲ更定スルニ当リテハ其従来取りタル解釈ニ多少ノ変更ヲ加ヘ従来ニ対シ其解釈ヲ一定セントスルモ豪モ非難スヘキ点アルナシ」という。岡松は、前述の「法律第六十三号ニ関スル意見書」でも、台湾と明治憲法体制との関係について「台湾ノ新附ハ憲法ノ預見セサリシ事実ニ属シ則其施行ノ範圍外ニ非ル可ラス」としていたが、この「詔勅意見」においても同様の立場にたち、

「若果シテ憲法ハ当然ニハ台湾ニ行ハレサルモノトスルヲ以テ理論ノ当ヲ得タルモ

ノトセンカ之カ統治ニ関シテハ天皇ハ憲法上必スシモ憲法ノ条規ニ依リ其統治權ヲ行使セラル、ノ必要ナク一ニ其固有ノ大権ニ基キ統治ノ法ヲ立テラル、コトヲ得ヘキナリ」

として、天皇固有の統治大権の下に「台湾統治法」を施すことが可能であるという。その手続きとして、憲法改正ではなく、詔勅発布という方法を岡松は主張するのである。すなわち、

「台湾統治法タルヤ我憲法規定以外ノ事項ニ属シ即天皇固有ノ大権事項ニシテ而シテ此詔勅タルヤ天皇カ憲法ノ条規ニ依ラル、コトヲ要セサル場合ニ於ケル意思表示ノ方法ニシテ此詔勅ニ依リ一方ニ於テ憲法カ台湾ニ行ハル、ヤ否ヤノ疑義ヲ外部ニ対シ効力アル形式ヲ以テ決定セラレ」

るという。岡松は詔勅発布という方法により、「台湾ノ国法上ノ地位」は憲法施行区域外であることを明確にすべきとしていたのである。六三法体制見直しのなか、台湾総督府関係者は、より徹底した台湾の「異法域」化をはかる立場に立っていたと考えられる。

こうした主張は、『台湾民報』の主張とは真っ向から対立するものであった。すでに述べてきたように、『台湾民報』は、台湾が立憲治下の一地域であることを大前提とし、「旧慣」温存（「清化主義」）に反対し、在台民間内地人の権利伸長を主張し、「台政」の実現を渴望していたからである。『台湾民報』は、その後も総督府批判を続けてゆくが、1904年3月について発行許可取り消し処分を受けて姿を消すこととなる<sup>71)</sup>。他方で、台湾総督府の根本的な統治体制改革は、陽の目を見ないまま推移してゆくこととなった<sup>72)</sup>。

### むすびにかえて

本稿では、台湾統治初期の在台内地人の政治・言論活動について、六三法体制をめぐる相剋の過程とともに検討してきた。ここからは、在台内地人社会においては、支配の実権を握る台湾総督府と、権力の分配から排除された民間人といった、利害の異なる集団が存在していたことが明らかとなる。在台民間内地人は、本国とは異なる「異法域」である台湾において、政治的無権利状態に置かれたことから、台湾総督府の専制政治体制を批判し、本国との平等待遇を渴望し、政治・言論活動を展開していった。その際に

は、同じく六三法体制下で政治的無権利状態に置かれていた台湾人とは、格差を設けるのを当然としていた。台湾人に対しては特別統治主義に基づく本国とは別個の法令や待遇は現状では当然であるが、内地人がともに“悪平等”（“台湾人なみ”）的に冷遇されることに対しては強い不満を持ち、内地人に限り本国同様の権利の享受を要求していた。政治的権利に関して、いわば属人的な内地延長主義を主張していたのである。

他方で、台湾総督府においては、あくまで統治の主眼を台湾人として、特別統治主義の徹底化に邁進していた。その際には、在台民間内地人に対しても、統治の阻害要因とみなせば容赦なく“悪平等”的な抑圧・弾圧も辞さない構えで臨んでいた。すなわち、政治的権利に関しては、属地的な特別統治主義を貫徹しようとしていたのである。こうした両者の相剋の過程は、台湾内部にとどまらず本国政界に持ち込まれたことから、本国政界においても政治的イシューとして台湾問題が顕在化することがあった。

本稿で明らかにしたような在台内地人の政治・言論活動は、統治初期にとどまるものではないだろう。すでに述べたように、在台内地人の政治的位相は、本国、在台内地人内部の官／民関係、台湾人社会との間で、重層的で交錯する相関関係の中にあり、したがって、各時代の各アクターの特質と相関関係を明らかしながら、本国－台湾を架橋する政治史を考察する必要がある。本稿では、50年に及ぶ日本統治期のうち、台湾領有から約7年ほどの時期を考察にしたに過ぎない。今後は時期を追いながら、さらなる検討を加えてゆきたい。

#### 注

- 1) 本稿は、同志社大学を中心とした研究グループ DOSC (Doshisha Studies in Colonialism [同志社植民地主義研究会]) の成果の一環である。同研究会は、2007年4月からの3年間は、「ヨーロッパと日本における植民地主義と近代性」をテーマに、同志社大学人文社会科学研究所・第16期研究会の第9研究班として活動している。この研究会は日本学術振興会から研究助成 [科学研究費基盤(C)・研究番号：19520548] を受けている。
- 2) 本稿では、日本人という呼称ではなく、戦前期日本で用いられた呼称である内地人を用いる。戦前期日本では日本人という呼称は、対外的には日本国籍保持者をさしており、そのなかには、日本統治以前から台湾に在住していた漢族系・原住民の人々（注3参照）も含まれる。これらの人々と内地人は、血統主義をとる戸籍により明確に弁別されていたため、当時の戸籍の弁別に従い、内地人と呼称することとする。
- 3) 台湾在住者のうち、漢族系の人々を指す（漢族系の人々のなかには、福建系・広東系などの人々が含まれる）。このほか、原住民（いわゆる先住民族）の人々がいた。1990年代以後の台湾では、少数民族の権利回復運動の結果として、原住民と呼称している。

- 4) 黄昭堂『台湾総督府』（教育社，1981年）240～241頁。このほか、松田ヒロ子「第4部 台湾 総説」（蘭信三『日本帝国をめぐる人口移動の国際社会学』不二出版，2008年）513～528頁，参照。
- 5) 岡本真希子『植民地官僚の政治史』（三元社，2008年）第1章，参照。
- 6) 〔台湾総督府官房調査課長〕山本眞平「人口統計より観たる台湾」（『台湾警察時報』台湾警察協会，1937年6月号）187頁。本文【図1】～【図4】も、山本論文185～188頁より岡本作成。
- 7) 台湾総督府の統計における外国人の範疇については、前掲松田ヒロ子519～520頁，参照。
- 8) 前掲山本眞平187～188頁。
- 9) 台湾総督官房臨時国勢調査部編『台湾国勢調査 記述報文 第一回』（台湾総督府官房臨時国勢調査部，1924年）294～295頁。ただし、沖縄出身者の本籍地については、台湾における沖縄出身者差別を回避するために、沖縄から他の都道府県のへの「転籍」、沖縄に特徴的な姓を変更する「改名」する場合は、特にフォーマル・セクター（警察など）で働く場合に行われていたという（野入直美「生活史から見る沖縄・台湾間の双方向的移動」前掲『日本帝国をめぐる人口移動の国際社会学』578～579頁）。したがって沖縄出身者は潜在的にはさらに多数にのぼる可能性、および「転籍」後の他の府県（正確には判明しないが）の統計上の出身者数にも誤差が生じている可能性がある。
- 10) 前掲『台湾国勢調査 記述報文 第一回』230～231頁。本文【図5】も同出典より岡本作成。
- 11) 前掲『台湾国勢調査 記述報文 第一回』321・325～331頁。本文【図6】も同出典より岡本作成。
- 12) 1935年の地方制度改正問題については、岡本真希子「一九三〇年代における台湾地方選挙制度問題」（『日本史研究』第452号，2000年4月），参照。
- 13) 帝国日本における法の属地的法制と属人的法制については、浅野豊美『帝国日本の植民地法制』（名古屋大学出版会，2008年），参照。ただし浅野は、同書第I編「台湾の領有と住民の地位」（全4章）で、台湾の統治体制を「属人的法体系の成立」とし、その後の「帝国日本」の法域統合の最初の事例として位置づけているが、これに対して、松田利彦は、「第I編では、植民地法制＝「属人的法制」という前提で議論が進められ、属地的運用がなされた衆議院議員選挙法についてはほぼ議論の対象外とされている。にもかかわらず、第V編では参政権が「最後の帝国再編の重要な法制度として浮上した」（五五八頁）とされ、読者としては齟齬を感じざるをえない」と疑義を呈している（松田利彦「書評 浅野豊美著『帝国日本の植民地法制』」日本歴史学会編集『日本歴史』2009年9月号，125～127頁）。この点については本稿筆者も同意見である。
- 14) 緊急律令制定権に関しては、檜山幸雄「台湾総督の律令制定権と外地統治論——「匪徒刑罰令」の制定と「台湾総督府臨時法院条例改正」を例として」（『台湾総督府文書目録』第4巻，ゆまに書房，1998年），参照。
- 15) 春山明哲『近代日本と台湾——霧社事件・植民地統治政策の研究』（藤原書店，2008年）

第Ⅱ部、参照。論文の初出は1980年代前半に発表。

- 16) このほか、六三法制定に至るまでに台湾総督府で立案された種々の草案について、「台湾総督府公文類纂」を用いて厳密に検討した研究として、檜山幸雄「台湾統治基本法と外地統治機構の形成——六三法の制定と憲法問題」（台湾史研究部会編『日本統治下台湾の支配と展開』中京大学社会科学研究所，2004年）がある。
- 17) 呉密察「明治三五年日本中央政界の『台湾問題』」（呉密察『台湾近代史研究』稲郷出版，1994年〔以下、呉密察1994年と略す〕。初出は『東海大學歴史學報』第9期，1988年）は，1902年の「中央政界」における六三法問題の政治的経緯を分析。また，同論考の成果を踏まえながら，1896年の六三法成立から1906年の三一法成立までを論じたものとして，呉密察「明治國家體制與臺灣——六三法之政治的展開」（『臺大歴史學報』第37期，2006年6月〔以下、呉密察2006年と略す〕）がある。なお前掲春山著書では，1980年代に発表された既発表論文を収録しているためか，呉密察の論考への言及はない。
- 18) こうした視角については，前掲岡本『植民地官僚の政治史』序論・第9・10章，参照。
- 19) 代表的なものとしては，許世楷『日本統治下の台湾——抵抗と弾圧』（東京大学出版会，1972年），若林正丈『台湾抗日運動史研究』（研文出版，初版1983年，増補版2001年）。
- 20) 李承機「植民地統治初期における台湾総督府メディア政策の確立——植民地政権と母国民間人の葛藤」（『日本台湾学会報』第4号，2002年）。李承機「台湾近代メディア史研究序説——植民地とメディア」（東京大学大学院総合文化研究科地域文化研究専攻博士論文，2004年5月，未公刊）。植民者社会における官僚と民間人との「葛藤」について，メディアを対象としながら明らかにした先駆的研究である。
- 21) 王泰升『台湾日治時期的法律改革』（聯經出版，1999年）232～245頁。前掲檜山幸雄「台湾総督の律令制定権と外地統治論」。
- 22) 李承機2002年・2004年。
- 23) 李承機2002年。
- 24) 『台湾民報』発刊前にも，1898（明治30）年11月に政論雑誌『高山国』が発行されていたが，わずか1年で廃刊を余儀なくされていた。『高山国』の分析は，別稿を期したい。
- 25) 「利民協会の組織と活動」（『台湾民報』初号，1900年8月8日，9面）。
- 26) 「宣言」（『台湾民報』初号，1900年8月8日，1面）。
- 27) 「清化主義」（『台湾民報』初号，1900年8月8日，2面）。
- 28) 李承機2002年90頁。李承機2004年78・86頁。
- 29) 「総督府は専制政治を行はんとするか」（『台湾民報』第52号，1900年11月16日）。また，「保安規則発布の魂膽」（同16日），参照。
- 30) 本国で1887年に発布。自由民権運動の流れを汲む三大事件建白運動（言論集会の自由，条約改正，地租減額の主張）に対抗し，政府が「内乱ヲ陰謀シ治安ヲ妨害スル者ヲ取締ル」目的で，皇居外3里の地に追放することを規定。発布後，中江兆民・片岡健吉などの民権運動家ら570名が追放された。衆議院での廃止議論などを受けて1898年に廃止。
- 31) 「何ぞ速に此蛮法の廃止に努力せざる」（『台湾民報』第52号，1900年11月17日，1面）。

台湾保安規則については、このほか「台湾保安規則を難んず」を4回にわたり連載（『台湾民報』第47～50号，1900年11月10・11・13・14日）。

- 32) 「台湾の立法」（『台湾民報』初号，1900年8月8日，1面）。
- 33) 「民間の勢力」（『台湾民報』第146号，1901年3月17日，1面）。
- 34) 「新領土の実何づくにか在る悪徳簇生を致すは誰の罪ぞ」（『台湾民報』第29号，1900年10月20日，1面）。
- 35) 「民報は人民の機関新聞なり」（『台湾民報』第315～318号，1901年10月6・8～10日，2面）。
- 36) 抱玉山人「在内地人の権利」（『台湾民報』第166号，1901年4月12日，1面）。「本島と内地人」（同第167号，同13日，1面）。消極生「内地人問題」（一）～（四）（同第169～171・173号，同16～18・20日，1面）。抱玉山人「再び内地人権利に就て」（同第174・175号，同21・23日）。このほか、「治民の要義」（一）～（八）（同第155～160・162～163号，同3月29～31日，4月2・3・5・7・9日，1面），参照。
- 37) 前掲「再び内地人権利に就て」（『台湾民報』第174号）。
- 38) 天髮生「台湾の容る可き内地人」（『台湾日日新報』1901年4月11・12・13日，1面）。
- 39) 独醉庵・小林勝民「郷友に与ふる書」・「小林勝民の履歴」（『台湾民報』第462号，1902年4月15日，1面）。
- 40) 「祝辞」（『台湾民報』初号，1900年8月8日，1面）。
- 41) 呉密察1994年116～126頁。呉密察2006年109～120頁。
- 42) 「東征紀行」は『台湾民報』第376号（1901年12月20日）から，第393号（1902年1月14日）まで5回にわたり掲載。また，小林勝民『台湾経営論』（丸善書店，1902年3月8日発行）84～94頁に収録。
- 43) 前掲「東征紀行」其四（『台湾民報』第386号，1902年1月5日）。前掲『台湾経営論』89頁。呉密察1994年123～124頁。呉密察2006年110頁。
- 44) 前掲『台湾経営論』90～91頁。呉密察1994年118～119頁。
- 45) 「我先進の同業者に告ぐ」（『台湾民報』第386・388・391・392号，1902年1月5・8・11・12日，2面）。
- 46) 「我社特派員と四新聞の義侠」（『台湾民報』401号，1902年1月23日，2面）。
- 47) 連載名は当初は「宣言」・「台政方針」から始まり，途中から「台湾の真相」へと変化している（『台湾民報』第413～420・423号，1902年2月7～9・11・13～16・26日）。項目は，台政方針・官制・立法・司法・地方行政・土木建築・商業及び営業・殖産・交通水路・衛生・警察・教育及び宗教・専売・監獄・<sup>〔ママ〕</sup>対蕃・<sup>〔ママ〕</sup>土匪・財政・十年計画・政略。呉密察1994年120～121頁，参照。
- 48) 「台湾悪政要項」（『人民』第2501・2502号，1902年1月15・16日）。
- 49) 独醉庵主人「台湾律令を論じて東京日々新聞を駁す」（『人民』第2500～2505号，1902年1月14～19日，2面）。同「何ぞ台湾の大刷新を行はざる」（同第2509号，同23日，2面）。同「委任命令に関する誤解論の誤解（再び東京日々を駁す）」（同第2512号，同26日，2面）。

- 同「台湾法令問題（時事新報及び二六新報を駁す）」（同第2518・2520・2521号，同年2月1・3・4日）。『台湾経営論』51～84頁。『人民』はもと自由党系の流れをくむ政友会系の新聞（呉密察1994年119頁）。
- 50) 『東京日日新聞』では「台湾律令」（第9080～9081号，1902年1月11～12日）・「委任命令に関する誤解」（第9090号，同23日）・「台湾律令（再び）」（第9011号，同年2月6日）・「台湾律令（三たび）」（第9111号，同19日）。『二六新報』では，「法律六十三号」（第1167号，1902年1月31日）。『時事新報』では「台湾法令問題」（第6543号，1902年1月31日）。呉密察1994年119頁，参照。
- 51) 「憲政本党台湾談話会」・「憲政本党台湾談話会（第二回）」・「憲政本党と台湾律令」（『東京日日新聞』1902年1月30日，2月1・4日）。呉密察1994年128～130頁。
- 52) 『政友』第17号（立憲政友会，1902年2月10日）38～46頁。
- 53) 呉密察1994年136頁。春山180頁。
- 54) 「修正案」（『政友』第18号，立憲政友会，1902年3月10日，「会報」欄）93頁。政友会総務委員は，松田正久・片岡健吉・原敬・金子堅太郎・江原素六・大岡育三・元田肇・尾崎行雄で構成され，かつて小林勝民と面識があったり，『台湾民報』創刊の祝辞を寄せた人物も含まれていた。
- 55) 「理由」（前掲『政友』第18号，「会報」欄）93頁。
- 56) 前掲『政友』第18号，94～95頁。呉密察1994年136～138頁。呉密察によれば，政友会が六三法延長に傾いたのは，政友会が課題としていた別案件（東北大学設置問題）の取引材料とされたためという（呉密察1994年138～139頁。呉密察2006年204頁）。
- 57) 「第十六回衆議院委員会会議録」明治35年2月5日（外務省条約局法規課『台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律（六三法，三一法及び法三号）の議事録』1966年〔外務省編『外地法制誌』第6巻，文生書院，1990年〕109～121頁）。春山181頁。
- 58) 「台湾統治の秘密」（『台湾民報』第413号，1902年2月7日，2面）。
- 59) 「庄政来」（『台湾民報』第422号，1902年2月25日，1面）。「政論上の勝敗」（同422・423号，同25・26日）。「本社発行人公判傍聴筆記」（同424～425号，同27～28日）。「独立なる司法権の恵賜」・「本社の新聞紙条例違反事件の判決」（同426号，同3月1日）。
- 60) 呉密察1994年138頁。
- 61) 「名誉の敗軍を歓迎す」（『台湾民報』第438号，1902年3月15日，2面）。小林勝民はこののち，1902・04・08年に本国で衆議院議員に立候補し落選。1912年に初当選し1928年まで衆議院議員をつとめた。小林の議員活動については別稿を期したい。
- 62) 岡松参太郎および臨時台湾旧慣調査会については，さしあたりは前掲春山著書の第Ⅱ部の「台湾旧慣調査と立法構想——岡松参太郎による調査と立案を中心に」（初出は『台湾近代史研究』第6号，1988年），参照。
- 63) 本節は，岡本真希子「臨時台湾旧慣調査会の組織運営と調査方法——岡松参太郎と旧慣調査会の関係を中心に」（『日本台湾学会第5回学術大会報告論文集』2003年，未刊行）に基づく。「岡松参太郎文書」は，早稲田大学東アジア法研究所の整理を経て，2009年に入り



雄松堂よりマイクロフィルム化され、閲覧可能となった。この意見書も同文書により新たに発見されたものである。

- 64) 「法律第六十三号ニ関スル意見書」(「岡松参太郎文書」C41-3-2)。
- 65) 「台第四六七号 法律第六十三号ニ関スル意見書」(「岡松参太郎文書」C41-3-1)。
- 66) 春山264・271頁、参照。
- 67) 「旧慣調査会」(上)・(下)、『台湾民報』第362・363号, 1901年12月4・5日, 2面)。ほか, 「旧慣調査会と中央政界」(同417号, 1902年2月13日, 2面), 「台政の真相」の「政略(十九)」の六~十二(同420号, 同16日), 参照。
- 68) 「台湾ノ制度ニ関スル意見書」(「岡松参太郎文書」C41-4-1)。
- 69) 「詔勅ヲ以テ台湾統治法ヲ定ムル件ニ関スル意見」(「岡松参太郎文書」C41-4-2)。
- 70) 春山252~318頁。
- 71) 李承機2002年91頁。
- 72) 呉密察2006年121~125頁。春山278~285頁。ただし, 統治体制改革案の作成に関わったアクターについて, 春山は岡松を重視するのに対し, 呉密察は, 台湾総督府参事官長であった石塚英蔵の関与を指摘している。この件については, 別稿を期したい。

